

# 校 則

## 1 校内生活

- (1) 時間を守る。
- (2) 登校後は、無断で外出しない。
- (3) 遅刻・早退の時は必ず保護者が先生に届ける。欠席の場合は事前に知らせる。
- (4) 特別教室への無断入室をしない。
- (5) 非常用施設、設備には勝手にふれない。
- (6) 危険な場所には立ち入らない。

## 2 服 装

- (1) 通学の場合は、標準服とする。
- (2) 男子は標準ズボンとする。
- (3) 女子のスカートは学校指定のものとする。
- (4) 名札、体育館シューズ、上履きは学校指定のものとする。

## 3 所持品

- (1) 通学カバン、補助バッグは学校指定のものとする。
- (2) 学校に不要な物は持ってこない。必要に応じて、「許可申請書」を提出する。

## 4 登下校

- (1) 登校時間 7時30分【生徒玄関開錠】から8時10分まで  
下校時間 月曜日から金曜日…16時35分まで  
教師がつく場合17時まで（行事の時は多少変更あり）  
部活動の生徒は、4～9月・・・18時30分まで  
3月・・・18時15分まで  
2・10月・・・18時まで  
11月～1月・・・17時30分 （+15分で校門を出る。）
- (2) 交通規則を守る。
- (3) 自転車通学は禁止する。
- (4) 許可を受けた者以外は、バス通学は禁止する。

## 5 その他

- (1) アルバイト（新聞配達等）をするときは、必ず担任に申し出て校長の許可を得る。
- (2) テスト期間中や行事などで早く下校する場合は、16時30分までは自宅学習を行い、外出をしない。

# 生徒心得

《私たちの目指す理想の学校》

## 5つの柱

- ① 礼儀正しく落ち着いたのある学校
- ② 美しく清潔で伝統を重んじ、より良い校風を築いていこうとする学校
- ③ 思いやりを持って人に接し、助け合い協力し合う活気に満ちた学校
- ④ けじめと責任を持ち、何事にも積極的に取り組む生徒
- ⑤ 真剣に学び、自らを高めようと努力する生徒

## 1 学校生活…お互いに気持ち良く過ごすため、次のことを守ろう。

### (1) 校内生活

- ① 時間を守ろう。
  - ・ 7:30～8:10 までに登校する。8:10 には教室に入り、朝読書の準備をしよう。
  - ・ 用事がない場合は、16:35 までには下校して教室に残らない。教師がついて活動をする場合は 17:00 までとする。
- ② みんなで協力し、校舎内外の美化に努めよう。

### (2) 服装

- ① ベルトは必ず着用する。(無地で黒・紺・茶までとする)  
バッグルの大きなものは使用しないようにする。
- ② 夏の標準服の下は白を原則(透けないもの)とし、ワンポイント可とする。
- ③ 標準服からシャツ等の襟や裾、袖を出さないようにする。
  - ・ 男子の中着は白のカッターシャツを着用する。
  - ・ 女子のスカートは膝がかくれる程度(膝をついて裾が床につく)の長さとする。
  - ・ 防寒のための中着(トレーナー類)は派手でない無地のものとする。色は黒、紺、白、灰、茶としワンポイント可とする。
- ④ 靴下は白色とする。
  - ・ くるぶしが隠れる程度の長さとし、ショートソックス、スニーカーソックス、ルーズソックス、ハイソックス、流行のものは禁止とする。
- ⑤ 美化作業の時の服装は、上下ジャージまたは体操服に着替える。
- ⑥ 上履きと下履きを区別し、決められたものを使用しよう。シューズのかかとを踏みつけない。
- ⑦ 通学靴は、白のひもつき運動靴とする。
- ⑧ 頭髪は下記の通りとする。

#### <女子>

- ・ 前髪は、自然におろした状態で、目にかからないようにする。
- ・ 横髪、後髪が肩にかかる場合は、散髪あるいは、1つか2つで結ぶ。ゴムの色は黒色とする。
- ・ ピンは、前髪には使用しない。横髪が耳の前に落ちないようにするためだけに使う。

#### <男子>

- ・ 横は耳にかからない、後ろは襟にかからない、前髪は目にかからないようにする。
- ・ 上側と横側の長さが極端に違わないようにする。

#### <共通>

- ・ 髪を染めたり、脱色したり、パーマをかけたりしない。
  - ・ 眉そりをしない。
- ⑨ 防寒具は、無地の黒か紺のコート、ウインドブレーカー(部活動指定のものも可)とする。手袋、マフラー、ネックウォーマーの着用も認める。
    - ・ 校舎内では着用せず、着脱は生徒玄関で行う。
  - ⑩ 女子は、ストッキング、タイツの着用を認める。(無地の肌色・黒)
  - ⑪ 防寒具の使用期間は12月から2月までとする。着用については体調などを考慮して各自で判断する。
  - ⑫ 制服の移行期間は定めない。天候や健康状態を考慮して、各自の判断で移行するものとする。ただし、行事の際に指定がある場合は、その指示に従う。

### (3) 所持品

- ① 所定のカバン、補助バッグは、学校指定の物を使用するよう。
  - ・教科の学習があるときは必ずカバンで登校する。
  - ・カバンに入らない学用品は補助バッグに入れる。
  - ・カバンや補助バッグを改造したり、落書きしたりしない。
  - ・目印としてのキーホルダーは1つまでとする。
- ② 不要なお金や品物を学校に持ってこない。持ってきた場合は必ず担任に預ける。
- ③ 携帯電話（スマホ）などを持ってきた場合は一時預かり、保護者に取りに来てもらう。

### (4) その他

- ① 認められていない学習用具を教室などに置き残しがないようにする。
- ② 用もないのに他学年のフロアや教室に行かないようにする。
- ③ 自分の教室以外には無断で入らないようにする。
- ④ ベランダには出ないようにする。
- ⑤ 欠席連絡は 8:10 までに保護者に行ってもらう。
- ⑥ 職員室に入室するときはあいさつをして入室する。その際、荷物は廊下において入室する。用がない生徒は入室しない。
- ⑦ 職員玄関は、原則として生徒の出入りを禁止する。

## 2 校外生活…自分勝手な行動をして、みんなに迷惑かけないように、次のことを守ろう。

### (1) 交通

- ① 交通規則を守る。
- ② 歩道がないところは、1列で歩く。
- ③ 決められた歩道を歩こう。元宮公園にぬける赤道は通らない。
- ④ 自家用車での送迎は原則として禁止する。
- ⑤ バス通学、自転車通学は禁止とする。ただし、藤田尾・木場・岳路地区の生徒のバス通学は認める。
- ⑥ 買い食いをしない。

### (2) 家庭

- ① 夜間外出はしない。
- ② 無断外泊は絶対にしない。
- ③ 校区外に出るときは、中学生らしい服装をし、身分証明書を必ず持参する。